

令和5年度

業務報告書

PFA DISCLOSURE 2023

目次

■令和5年度 企業年金連合会の主な取組	1
I. 企業年金ナショナルセンター事業	3
【1】企業年金制度の拡充を目指した政策提言活動	3
1. 政策委員会の開催	
2. 企業年金制度に係る政策提言活動	
3. 年金広報検討会への参画	
【2】会員支援サービス	4
1. 相談・助言事業	
2. 会員向け役職員研修	
3. 会員への情報提供業務	
4. ホームページの開設・運営サービス	
5. 会員の維持及び新規会員加入のための取組の推進	
【3】私的年金制度普及事業	9
1. 企業年金プラットフォーム事業	
2. 確定拠出年金の加入者等を対象とした投資教育サービス	
3. 私的年金制度に関する調査及び研究	
4. 資産運用立国に対する対応	
II. 年金通算センター事業	11
1. 年金通算センター事業の円滑な運営	
2. 年金通算センター事業に係る各種届出等のオンライン化の推進	
3. 中途脱退者等に係る不一致記録の整備	
4. 裁定請求書未提出者対策	
5. 通算企業年金の広報等を通じた年金原資の移換促進	
6. 企業年金ネットワークを通じた業務の実施	
7. 年金通算事業の状況	
8. 年金相談の実施状況	
9. 連合会通算年金の財政状況	
III. 年金資産の管理・運用	22
1. 資産残高	
2. 資産構成割合	
3. 運用利回り	
4. リバランス実施状況	
5. 資産別運用状況	
6. スチュワードシップ活動	
IV. その他の事業	32
1. 共同運用事業	
2. 代行返上等に係る国からの受託事業	
V. 連合会全体の適切な運営	33
1. 監事及び監査法人による会計監査	
2. コンプライアンス・業務監査の徹底	
3. 人材育成（職員研修）	
4. ISMS 及び BCMS の継続的实施	
5. 連合会ネットワークのセキュリティ対策の継続的实施	
6. 地方協議会等の運営支援	
7. 連合会組織の変更	
8. 連合会業務のペーパーレス・デジタル化の推進	
■連合会が対処すべき課題	36
■連合会の概要	37
■連合会の役職員	38

■企業年金ナショナルセンター事業

○企業年金制度の拡充を目指した政策提言活動

- ・企業年金に関する税制改正事項について、制度別及び設立形態別の政策委員会小委員会での議論等を踏まえ、「令和6年度企業年金税制改正に関する要望」を厚生労働省に提出。
- ・社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、企業年金連合会理事長がオブザーバーとして参加し、関係団体へのヒアリングにおいて、政策委員会で取りまとめた「企業年金制度に関する提言」により意見表明。また、同部会において、「『資産運用立国の実現に向けた取組』に対する提案等について」を提出し概要を説明。同部会における委員の発言内容等については、企業年金ニュースレターで配信。

○会員支援サービス

- ・企業年金の事業運営の一助となるよう「企業年金セミナー」等の各種セミナーや「総合型企業年金会員懇談会」、「規約型DB意見交換会」、「企業型DC意見交換会」をオンライン（ライブ配信、ビデオオンデマンド）により開催。また、一部のセミナーについて対面により開催。
- ・会員向け役職員研修について、コロナ禍からの経済活動の正常化を見据え、会員相互のネットワーク構築に必要な対面研修を拡充。会員の受講機会が増えるよう、対面研修とビデオオンデマンドの選択が可能な講座を拡大し、会員のニーズに幅広く対応。

○確定拠出年金の加入者等を対象とした投資教育サービス

- ・企業型確定拠出年金向けには、契約企業の加入者を対象にライブ配信セミナーを計8回、訪問セミナーを計1回開催。また年代別、テーマ別のeラーニングコンテンツを引き続き配信。
- ・個人型確定拠出年金向けには、個人型確定拠出年金加入者等を対象にライブ配信セミナーを計3回開催。また「動画で学ぶiDeCo特設サイト」にeラーニングコンテンツを引き続き配信。

○資産運用立国に対する対応

- ・「『資産運用立国の実現に向けた取組』に対する提案等について」を公表。
- ・資産運用立国分科会に構成員として参画。
- ・企業年金に限らず広くアセットオーナーの資産運用に関して研究を行う「アセットオーナー資産運用研究会」を開催（令和6年2月以降4回開催。引き続き、令和6年度も6回開催）。

■年金通算センター事業

○年金通算センター事業の円滑な運営

- ・年金の裁定及び支払事務の効率化を図りつつ、確実な年金支給を推進。
- ・地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、マイナンバーを収集し、税務署等に提出する法定調書へのマイナンバーの記載を実施。
- ・移換される中途脱退者等の記録を確実に承継し、適正に管理。

○年金通算センター事業に係る各種届出等のオンライン化の推進

- ・約 1.1 万人の受給者に対し、マイナポータルと連携させ、e-Tax での確定申告に活用するための公的年金等の源泉徴収票の電子データを交付。

○裁定請求書未提出者対策の実施

- ・現住所不明等により裁定請求書が届いていない方等について、日本年金機構及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から住所情報を取得し、裁定請求書を送付。
- ・裁定請求書は届いているが裁定請求を保留している方に対し、裁定請求書を再送付（うち、基本年金のみを有する方に対し、年金見込額及び受給権発生からこれまで受け取っていない年金の総額を記載した案内書を同封）。

○通算企業年金の広報等を通じた年金原資の移換促進

- ・連合会ホームページに掲載の「通算企業年金特設ページ」に誘導するためのチラシ・二次元バーコードシールを企業年金関係者に配布。中途退職者に特設ページや特設ページ内の動画を閲覧していただくことで、連合会の認知度向上及びポータビリティ制度や通算企業年金に対する理解の醸成を図り、通算企業年金への移換を促進。

■年金資産の管理・運用

○効率的な運用

- ・インハウス運用を活用しながら、効率的なキャッシュマネジメント及びリバランスを実施。マネジャー・ストラクチャーを適時見直し。

○スチュワードシップ活動の充実

- ・インハウスでパッシブ運用している日本株を対象に、協働エンゲージメント活動の外部委託を継続。日本の大手機関投資家と共に企業との協働対話を継続実施。

I. 企業年金ナショナルセンター事業

【1】企業年金制度の拡充を目指した政策提言活動

1. 政策委員会の開催

政策委員会及び各小委員会を開催。企業年金運営の重要事項を調査・審議し、提言等を取りまとめ。

委員会の開催状況

委員会名称	開催回数	主な内容
政策委員会	3	・委員長・副委員長の選任 ・企業年金・個人年金部会への対応等
総合型企業年金小委員会	2	・委員長・副委員長の選任 ・税制改正に関する政策提言
単独・連合型企業年金小委員会	1	・委員長・副委員長の選任 ・税制改正に関する政策提言
確定拠出年金小委員会	1	・委員長・副委員長の選任 ・税制改正に関する政策提言

2. 企業年金制度に係る政策提言活動

企業年金制度の税制上の課題について、総合型企業年金小委員会、単独・連合型企業年金小委員会及び確定拠出年金小委員会においてそれぞれ取りまとめた提言を基に、「令和6年度企業年金税制改正に関する要望」として厚生労働省に提出（7月）。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、企業年金連合会理事長がオブザーバーとして参加し、関係団体へのヒアリングにおいて、政策委員会で取りまとめた「企業年金制度に関する提言」により意見表明（5月）。

また、同部会において、「『資産運用立国の実現に向けた取組』に対する提案等について」を提出し概要を説明（10月）。

同部会における委員の発言内容等を企業年金ニュースレターで配信。

3. 年金広報検討会への参画

厚生労働省主催の「年金広報検討会」に参画するとともに、年金広報に関する組織横断的なプロジェクトチームに参加。

次代を担う若い世代の方々と一緒に年金について考えることを目的とした「年金動画・ポスターコンテスト」の協賛団体として、協賛特別賞「企業年金連合会理事長賞」を授与（12月）。

【2】 会員支援サービス

1. 相談・助言事業

(1) 制度運営等に関する相談・助言

会員からの制度運営、年金実務等についての相談・助言を電話やEメール、来訪等により実施（1,845件）

(2) 相談事例集の掲載

制度改正等に伴い、過去の相談事例の更新を行うとともに、新たな相談事例を追加し、ホームページに掲載（6回更新）。

(3) 確定拠出年金に関するコンサルティングサービスの実施

確定拠出年金における法改事項や継続投資教育などについて、専門の相談窓口によるコンサルティングサービスを実施（114件）。

(4) 企業年金の年金財政・制度設計に関する相談

年金財政の現状把握及び後継制度への移行方法や給付設計などについて、中立的な立場で応じる個別相談を実施（2件）。

(5) 総合型の企業年金への支援

中小企業の退職給付制度の受け皿となる総合型企業年金の事業運営の一助となるよう、「総合型企業年金会員懇談会」を開催。第1部の講演をビデオオンデマンド、第2部の意見交換会を会場で開催（3月）。

(6) 規約型DB意見交換会の開催

規約型確定給付企業年金の事業運営の一助となるよう、「規約型DB意見交換会」をオンライン（ライブ配信、ビデオオンデマンド）で開催（8月）。

(7) 企業型DC意見交換会の開催

企業型DCの事業運営の一助となるよう、「企業型DC意見交換会」をオンライン（ライブ配信、ビデオオンデマンド）で開催（7月）。

(8) eラーニングの配信

企業年金の実務担当者向けの解説や時事の相談事例等をコンテンツとしたeラーニングをホームページに掲載（4件）。

2. 会員向け役職員研修

(1) 役職員研修の実施状況

コロナ禍からの経済活動の正常化を見据え、会員相互のネットワーク構築に必要な対面研修を拡充。会員の受講機会が増えるよう、対面研修とビデオオンデマンドの選択が可能な講座を拡大し、会員のニーズに幅広く対応。

① 実施状況

研修区分	講座	回数・件数
対面研修	28 講座	40 回
ビデオオンデマンド	36 講座	36 回
ライブ研修	3 講座	3 回

② 参加者数 (延べ)

研修区分	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
対面研修	44 名	175 名	515 名	817 名
ビデオオンデマンド	1,274 件	1,626 件	1,763 件	1,729 件
ライブ研修	35 名	1 名	26 名	23 名

(2) 研修の増設等

① 新規研修の創設

新たに次の 6 講座を増設し、ビデオオンデマンドにより実施。

- ・「基礎から学ぶ年金」
- ・「未支給給付・遺族給付【公的年金・DB】」
- ・「事務ミス防止研修」
- ・「DC実務研修」
- ・「運営管理機関の評価のポイント研修」
- ・「今注目のファイナンシャル・ウェルビーイングと企業年金」

② ライブ配信の実施

対面実施の役職員セミナーについて、会場に出向かなくても受講可能なライブ配信を実施。

- ・「常務理事・運営責任者セミナー」
- ・「事務長・事務責任者セミナー」
- ・「中堅職員セミナー」

(3) 企業年金管理士（確定拠出年金）認定試験の実施

「企業年金管理士（確定拠出年金）研修」を、東京、大阪で開催。認定試験に合格した者23名を「企業年金管理士（確定拠出年金）」として登録。

また、企業年金管理士（確定拠出年金）更新対象者160名に対し、更新研修をビデオオンデマンドにより実施し、146名が更新（令和5年度末の企業年金管理士の登録件数は308名）。

3. 会員への情報提供業務

(1) 企業年金セミナー等の開催

オンライン（ライブ配信、ビデオオンデマンド）を中心に対面でも開催。

① 企業年金連合会事業のオンライン説明会

企業年金の事務担当者を対象に、連合会の会員支援サービス、情報提供、企業年金ネットワーク、連合会への移受換事務等の手続き等の説明をビデオオンデマンドで開催（11月）。

② 企業年金セミナー

金融経済教育の重要性と金融リテラシーの向上を踏まえた企業年金の存在感を高める取り組みについて解説したセミナーを開催（10月）。また、「資産運用立国実現プラン」の概要と策定に至った経緯、今後の対応等について解説したセミナーを開催（3月）。

③ 企業型DC担当者セミナー

運用商品のモニタリングと運用商品見直しの事例、運用商品除外のルール等について解説したセミナーを開催（12月）。

(2) 企業年金に関する最新情報の提供

- ・月刊「企業年金」（年10回、7・8月号及び1・2月号は合併号）及び企業年金ニュースレター（77回配信）により、企業年金に関する有益な情報をタイムリーに提供。
- ・確定拠出年金を実施する会員向けに、「DC FILE」を6回配信。

(3) 企業年金の実態に関する統計調査

① 企業年金実態調査の実施

確定給付企業年金及び厚生年金基金に対し、資産運用及び財政・事業運営に関する実態調査を実施し、会員等に調査結果を報告（12月）。

② 確定拠出年金実態調査の実施

確定拠出年金に対し、運営状況や投資教育の実施状況等に関する実態調査を実施し、会員等に調査結果を報告（3月）。

③ 総合型企業年金の業務経理等に関するアンケート調査の実施

総合型企業年金の会員に対し、業務経理等に関するアンケート調査を実施し、会員に調査結果を報告（12月）。

④ その他

財政・事業運営に係る統計資料をホームページに掲載。

(4) 「企業年金に関する基礎資料」の出版

企業年金制度全般から公的年金制度や海外の年金制度に至るまで、各制度の解説及び年金制度に関する情報・データを網羅。企業年金等の最新の動向や連合会が実施する実態調査結果等を掲載（1月）。

(5) 資産運用に関する情報提供

生命保険会社一般勘定の資産運用状況及びグローバル投資パフォーマンス基準（GIPS基準）に基づく運用受託機関プロダクト情報について調査を実施し、ホームページに掲載（9月）。

(6) 年金給付関係の情報提供

① 被保険者記録照会件数 (昭和42年6月より実施)

令和2年度	3年度	4年度	5年度
2,117 件	1,614 件	1,311 件	1,546 件

② 支給停止・死亡情報提供件数 (平成7年6月より実施)

令和2年度	3年度	4年度	5年度
2,268,136 件	2,116,132 件	2,003,875 件	1,873,020 件

③ 養育特例期間に係る情報提供件数 (平成17年8月より実施)

令和2年度	3年度	4年度	5年度
3,699 件	3,571 件	3,412 件	3,651 件

④ 老齢厚生年金裁定情報提供件数 (平成19年7月より実施)

令和2年度	3年度	4年度	5年度
259,588 件	233,197 件	210,644 件	208,940 件

⑤ 繰下げ支給情報に係る情報提供件数 (平成20年6月より実施)

令和2年度	3年度	4年度	5年度
61,508 件	62,391 件	55,068 件	64,842 件

⑥ 被保険者等住所照会件数 (厚生年金基金は平成20年4月より、DB・DCは平成22年1月より実施)

令和2年度	3年度	4年度	5年度
438,686 件	414,081 件	463,254 件	533,151 件

⑦ 被保険者新規裁定者情報照会件数 (平成20年11月より実施)

令和2年度	3年度	4年度	5年度
9,210 件	8,999 件	6,934 件	5,425 件

⑧ 繰上げ支給情報に係る情報提供件数 (平成25年5月より実施)

令和2年度	3年度	4年度	5年度
1,389 件	1,280 件	2,610 件	2,997 件

⑨ 住民基本台帳ネットワーク情報の提供件(人)数 (平成25年4月より実施)

事項	令和2年度	3年度	4年度	5年度
住所 (生存情報)	4,393,763 件	4,778,022 件	5,480,217 件	6,231,975 件
個人番号	337,961 人	339,289 人	334,958 人	322,074 人

4. ホームページの開設・運営サービス

会員の加入者等に対する情報開示を支援するため、ホームページ開設・運営サービスを実施。令和5年度は12会員から申込みを受け、10会員のホームページをリリース（令和5年度末時点で、300会員が利用）。

5. 会員の維持及び新規会員加入のための取組の推進

会員の維持及び新規会員の加入推進のため、電話やメールのほか、Web会議や訪問など、情報提供等の取り組みを実施。

また、加入前1年間、会員支援サービスをトライアル利用できる新たな加入促進策を推進し、新規会員加入の取り組みを実施。

- ・会員への電話、メール等による情報提供活動（計601回）。
- ・非会員の企業年金への電話、メール等による情報提供活動を実施（計739回）し、6会員（確定給付企業年金2、確定拠出年金4）が新規会員加入、44企業年金（確定給付企業年金37、確定拠出年金7）がトライアル利用を申込み。

制 度	令和2年度末	3年度末	4年度末	5年度末
合計	1,229	1,223	1,212	1,206
確定給付企業年金	1,049	1,032	1,013	1,007
確定拠出年金	175	186	194	195
厚生年金基金	5	5	5	4

【3】私的年金制度普及事業

1. 企業年金プラットフォーム事業

令和4年10月に開始された企業型記録関連運営管理機関と国民年金基金連合会との情報連携を円滑に実施。

また、企業型記録関連運営管理機関に加え、令和6年12月から開始される確定給付企業年金を実施する事業主・基金（加入者等の情報の管理業務を委託している場合は受託機関）と国民年金基金連合会との情報連携に向けて、関係機関との調整を実施。

2. 確定拠出年金の加入者等を対象とした投資教育サービス

(1) 企業型確定拠出年金

年代別ライブ配信セミナーを計 8 回開催し、講師が企業を訪問して実施する訪問セミナーを 1 社実施。

また、テーマ別 e ラーニングコンテンツを 1 本更新。

令和 5 年度末時点の契約事業主数は 506 件。

(2) 個人型確定拠出年金

国民年金基金連合会から投資教育業務を受託し、個人型確定拠出年金加入者向けにライブ配信セミナーを 3 回開催。

iDeCo 投資教育専用サイト「動画で学ぶ iDeCo 特設サイト」に e ラーニングコンテンツを引き続き配信。

3. 私的年金制度に関する調査及び研究

米国と英国における企業年金の普及促進の調査について、「企業年金の普及促進策に関する調査結果」を公表（7 月）。

4. 資産運用立国に対する対応

『資産運用立国の実現に向けた取組』に対する提案等について」を公表。（9 月）

また、資産運用立国分科会に構成員として参画。

さらに、企業年金に限らず広くアセットオーナーの資産運用に関して研究を行う「アセットオーナー資産運用研究会」を開催（令和 6 年 2 月以降 4 回開催。引き続き、令和 6 年度も 6 回開催）。

Ⅱ. 年金通算センター事業

1. 年金通算センター事業の円滑な運営

(1) 年金受給者への確実な年金支給

年金の裁定及び支払事務の効率化を図りつつ、約 871 万人（令和 5 年度末）の受給者に対して確実な年金支給を推進。

(2) 年金受給者のマイナンバー（個人番号）対応

税務署等に提出する法定調書へ記載するためのマイナンバーを地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から新規裁定時に取得。令和 5 年度は、約 43 万人分のマイナンバーを収録。

(3) 法律改正等の対応と的確なシステム開発

① 法律改正に伴うシステム開発

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）」により、令和 5 年 4 月から老齢厚生年金の繰下げ受給開始年齢の上限が 70 歳から 75 歳までに引き上げられることに伴うシステム開発について、4 月にリリース。

② 税制改正に伴うシステム開発

「所得税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 4 号）」により、令和 5 年 1 月以降の公的年金等支払報告書の記載事項が変更されたことに伴うシステム開発を実施し、12 月にリリース。

(4) 確定給付企業年金等からの記録の確実な承継

確定給付企業年金等から移換される中途脱退者等の記録を確実に承継し、適正に管理。令和 5 年度は、約 9 千件の記録を受換。

(5) 年金給付等に係る数理業務の実施

連合会年金経理における責任準備金の算定や将来のキャッシュフロー推計等を実施。

また、確定給付企業年金経理の安定的な財政運営を行うため、通算企業年金の予定利率等の継続的な検証を実施。

2. 年金通算センター事業に係る各種届出等のオンライン化の推進

令和5年分の公的年金等の源泉徴収票について、電子交付を希望した受給者に対し、マイナポータルと連携させ、e-Taxでの確定申告に活用するための電子データを交付（約1.1万人）。

3. 中途脱退者等に係る不一致記録の整備

連合会の記録と国の記録を突き合わせた結果による不一致記録について、日本年金機構の調査結果に基づく訂正及び国の記録に訂正が入った場合に日本年金機構経由で提供される情報に基づく訂正を実施。

4. 裁定請求書未提出者対策

令和5年度は、以下の対策を実施したこと等により、令和5年度末における裁定請求書未提出者数は約114万人。

（1）裁定請求書の送付

① 日本年金機構からの住所情報取得後の裁定請求書送付

- （ア）令和5年度に支給開始年齢に到達する方について、あらかじめ日本年金機構から住所情報を取得し、支給開始年齢到達月に裁定請求書を送付（約46万件）。
- （イ）上記（ア）において、住所情報が取得できなかった方、裁定請求書が転居先不明等により返戻された方について、一定期間経過後に再度、日本年金機構から住所情報を取得し、裁定請求書を送付（約2千件）。
- （ウ）令和3年度までの受給権取得者であって、令和5年4月1日時点における裁定請求書不達者について、日本年金機構から住所情報を取得し、裁定請求書を送付（約6千件）。

② 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）からの住所情報取得後の裁定請求書送付

裁定請求書不達者について、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への照会結果に基づき本人確認の調査を行い、確認が取れた方について、裁定請求書を送付（約2千件）。

③ 再送付の拡充等

- （ア）請求保留者について、一定期間経過後に裁定請求書を再送付（約1万2千件）。

(イ) 上記(ア)以外の請求保留者のうち約9万2千件について、年金見込額及び受給権発生からこれまで受け取っていない年金の総額を記載した案内書を同封した裁定請求書を再送付。

(ウ) 裁定請求書の記載等に不備があり、その旨をお知らせした後、請求がなかった方について、裁定請求書を再送付(約2千件)。

(2) ホームページを活用した年金記録の確認

連合会ホームページから年金記録の確認を行うことができるサービスを実施。

事 項	令和2年度	3年度	4年度	5年度
年金記録の確認	42,571件	50,107件	54,150件	59,287件

(3) 日本年金機構との連携

連合会老齢年金の請求を呼びかけるために作成した広報チラシを、年金事務所及び街角の年金相談センターへ送付(約10万枚)。

5. 通算企業年金の広報等を通じた年金原資の移換促進

連合会ホームページに掲載の「通算企業年金特設ページ」では、ポータビリティ制度の仕組みを解説する動画や通算企業年金の特徴などを分かりやすく解説する動画を公開しており、それらのコンテンツをより多くの中途脱退者等に関連していただくための方策として、チラシと二次元バーコードシールを作成し、会員及び非会員企業年金に配布。中途退職者に特設ページや動画を閲覧していただくことで、連合会の認知度向上及びポータビリティ制度や通算企業年金に対する理解の醸成を図り、通算企業年金への移換を促進。

6. 企業年金ネットワークを通じた業務の実施

企業年金ネットワークを利用した企業年金との中途脱退者の年金資産の移受換に関する業務や支給停止情報・住所情報等の情報提供に関する業務を実施。(令和5年度末における利用申込の企業年金数は440企業年金、移換通知受理書等の回答数(累計)は1,877企業年金、各種情報提供に関する回答数(累計)は9,999企業年金)

7. 年金通算事業の状況

(1) 確定給付企業年金

① 中途脱退者の受換状況の推移

令和5年度末時点の受換件数累計は約11万件。

事 項	令和2年度	3年度	4年度	5年度
受換件数	8,061件	7,770件	7,776件	7,565件
受換額	90億4千万円	98億9千万円	86億8千万円	78億1千万円

② 終了制度加入者等の受換状況の推移

令和5年度は、制度終了した17の確定給付企業年金より受換。

事 項	令和2年度	3年度	4年度	5年度
受換件数	434件	569件	411件	510件
残余財産分配金交付額	35億円	28億円	24億円	58億円

※「終了制度加入者等」は、その終了した日において当該確定給付企業年金を実施する事業主等が給付の支給に関する義務を負っていた者。

③ 確定給付企業年金への移換状況の推移

事 項	令和2年度	3年度	4年度	5年度
移換件数	12件	8件	14件	12件
移換額	973万円	1,287万円	1,187万円	1,595万円

④ 通算企業年金受給者の状況の推移

事 項	令和2年度	3年度	4年度	5年度
中途脱退者に係る受給者数	4,809人	5,648人	6,223人	7,282人
終了制度加入者等に係る受給者数	9,920人	10,028人	10,214人	10,383人

※「受給者数」は、経過的の基本加算年金受給者及び経過的代行加算年金受給者を含む。

(2) 確定拠出年金

① 企業型確定拠出年金の個人別管理資産の受換状況の推移

事 項	令和2年度	3年度	4年度	5年度
受換件数	—	—	740件	633件
受換額	—	—	3億7千万円	10億3千万円

※令和4年5月より受換開始

② 確定拠出年金への移換状況の推移

事 項	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
移換件数	250 件	265 件	344 件	271 件
移換額	3 億 7 千万円	3 億 7 千万円	4 億 6 千万円	4 億 2 千万円

(3) 厚生年金基金

① 中途脱退者の受換状況の推移

令和 5 年度末時点の受換件数累計は約 2,928 万件。

事 項	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
受換件数	516 件	436 件	293 件	245 件
受換額	1 億円	1 億円	8 千万円	7 千万円
うち脱退一時金相当額に係る 交付件数及び交付額	320 件	270 件	242 件	238 件
	8 千万円	8 千万円	8 千万円	7 千万円

※「受換件数」、「受換額」には、本来、平成 25 年度以前に受理されるものも含まれる。

② 解散基金加入員の受換状況の推移

事 項	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
受換件数	17,608 件	10,431 件	0 件	0 件
残余財産分配金交付額	103 億 7 千万円	70 億 3 千万円	0 円	0 円

③ 厚生年金基金への移換状況の推移

事 項	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
移換件数	141 件	92 件	163 件	99 件
移換額	1 億 0 千万円	7 千万円	1 億 4 千万円	8 千万円
うち年金給付等積立金及び 積立金（加算部分）の移換 件数及び移換額	51 件	33 件	46 件	34 件
	1 千万円	9 百万円	2 千万円	1 千万円

④ 基本年金受給者の状況の推移

事 項	令和2年度	3年度	4年度	5年度
受給者数	7,276,302人	7,386,225人	7,538,865人	7,788,881人
新規裁定者数	433,520人	251,416人	294,061人	411,495人
年金等支給額	3,683億円	3,799億円	3,909億円	3,997億円

※「年金等支給額」は、基本年金及び基本加算年金並びに基本加算年金に係る選択一時金及び死亡一時金の合計額。

⑤ 代行年金受給者の状況の推移

事 項	令和2年度	3年度	4年度	5年度
受給者数	1,041,460人	1,042,912人	1,029,866人	1,024,217人
新規裁定者数	30,943人	35,520人	24,434人	31,689人
年金等支給額	4,608億円	4,604億円	4,604億円	4,538億円

※「年金等支給額」は、代行年金及び代行加算年金並びに代行加算年金に係る選択一時金及び死亡一時金の合計額。

⑥ 基本加算年金等受給者の状況の推移

事 項	令和2年度	3年度	4年度	5年度
基本加算年金受給者数	159,567人	165,061人	168,693人	177,872人
代行加算年金受給者数	185,935人	183,409人	178,238人	175,182人
中途脱退者に係る通算企業年金受給者数	17,860人	19,231人	20,516人	22,492人
解散基金加入員に係る通算企業年金受給者数	147,039人	150,959人	148,085人	147,124人

※「受給者数」は、基本年金受給者数又は代行年金受給者数に重複している者を含む。

8. 年金相談の実施状況

年金相談の実施状況の推移

事 項	令和2年度	3年度	4年度	5年度
来訪相談件数	2,825件	2,437件	2,670件	2,826件
文書相談件数 (うちメール相談件数) (うちチャットサービス)	42,787件 (11,472件) (4,557件)	36,454件 (11,092件) (3,332件)	35,443件 (11,634件) (3,488件)	43,139件 (18,257件) (4,692件)
電話相談件数	732,126件	663,959件	704,357件	799,924件

9. 連合会通算年金の財政状況

(1) 令和5年度の財政状況

① 厚生年金基金基本年金経理

連合会通算年金（厚生年金基金基本年金経理） のバランスシート（令和5年度末）

純資産額 12兆5,436億円	責任準備金 9兆9,181億円 責任準備金(プラスアルファ部分) 2兆1,813億円 最低責任準備金 7兆7,368億円
	基本金 2兆6,255億円

◆純資産額（※1）	12兆5,436億円
◆責任準備金（※2）	9兆9,181億円
◆基本金	2兆6,255億円
・中途脱退者受換金	0億円
・給付費（年金及び一時金）	8,790億円
・運用収益	1兆9,530億円
・令和5年度末純資産額	12兆5,436億円 (前年度比1兆3,617億円増)
・責任準備金	9兆9,181億円 (前年度比9,417億円増)
・基本金（純資産額と責任準備金の差引き）	2兆6,255億円 (前年度比4,200億円増)

(※1) 純資産額は、各年金経理において次式により算出される。

純資産額 = 流動資産 + 固定資産（時価） - 流動負債 - 支払備金

(※2) 責任準備金は、各年金経理において連合会が決算時点で負っている年金給付（代行部分、プラスアルファ部分、通算企業年金等）等に係る債務である。

特に、厚生年金基金基本年金経理の責任準備金は次式により算出される。

責任準備金 = 責任準備金（プラスアルファ部分） + 最低責任準備金

② 厚生年金基金加算年金経理

連合会通算年金（厚生年金基金加算年金経理）
のバランスシート（令和5年度末）

純資産額 2,425 億円	責任準備金 2,163 億円
	基本金 261 億円

◆純資産額	2,425 億円
◆責任準備金	2,163 億円
◆基本金	261 億円
・ 中途脱退者受換金及び解散基金の受換金	1 億円
・ 給付費（年金及び一時金）	76 億円
・ 運用収益	96 億円
・ 令和5年度末純資産額	2,425 億円
	（前年度比 20 億円増）
・ 責任準備金	2,163 億円
	（前年度比 35 億円減）
・ 基本金（純資産額と責任準備金の差引き）	261 億円
	（前年度比 55 億円増）

③ 確定給付企業年金経理

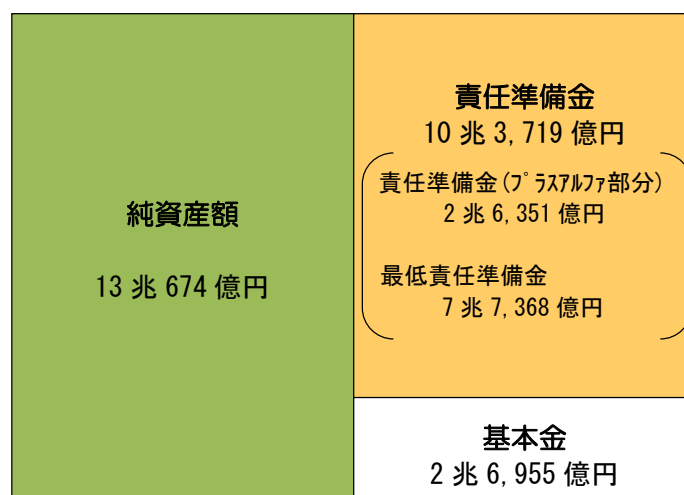
連合会通算年金（確定給付企業年金経理）
のバランスシート（令和5年度末）

純資産額 2,814 億円	責任準備金 2,375 億円
	基本金 439 億円

◆純資産額	2,814 億円
◆責任準備金	2,375 億円
◆基本金	439 億円
・ 中途脱退者受換金及び終了した確定給付企業年金の受換金	
	143 億円
・ 給付費（年金及び一時金）	67 億円
・ 運用収益	182 億円
・ 令和5年度末純資産額	2,814 億円
	(前年度比 253 億円増)
・ 責任準備金	2,375 億円
	(前年度比 117 億円増)
・ 基本金（純資産額と責任準備金の差引き）	439 億円
	(前年度比 136 億円増)

④ 年金経理（合計）

連合会通算年金（年金経理（合計）） のバランスシート（令和5年度末）



◆純資産額	13 兆 674 億円
◆責任準備金	10 兆 3,719 億円
◆基本金	2 兆 6,955 億円

・中途脱退者受換金、解散基金の受換金 及び終了した確定給付企業年金の受換金	144 億円
・給付費（年金及び一時金）	8,933 億円
・運用収益	1 兆 9,807 億円
・令和 5 年度末純資産額	13 兆 674 億円 (前年度比 1 兆 3,890 億円増)
・責任準備金	10 兆 3,719 億円 (前年度比 9,498 億円増)
・基本金（純資産額と責任準備金の差引き）	2 兆 6,955 億円 (前年度比 4,392 億円増)

(2) 積立水準の状況

◆純資産額／責任準備金

① 厚生年金基金基本年金経理	126.5% (124.6%)
② 厚生年金基金加算年金経理	112.1% (109.4%)
③ 確定給付企業年金経理	118.5% (113.4%)
④ 年金経理（合計）	126.0% (123.9%)

◆純資産額／最低責任準備金

① 年金経理（合計）	168.9% (171.8%)
② 厚生年金基金基本年金経理＋厚生年金基金加算年金経理	165.3% (168.1%)

※括弧内は、令和 4 年度の値である。

令和 5 年度末純資産額の責任準備金に対する比率（将来にわたり財政均衡を保つため必要な積立金保有の目安となる数値）は、厚生年金基金基本年金経理で 126.5%、厚生年金基金加算年金経理で 112.1%、確定給付企業年金経理で 118.5%、年金経理全体で 126.0%。令和 5 年度末純資産額の最低責任準備金に対する比率（代行部分の給付に必要な積立金の何倍の積立金を保有しているかを示す数値）は年金経理（合計）で 168.9%、厚生年金基金基本年金経理＋厚生年金基金加算年金経理で 165.3%。

厚生年金基金基本年金経理については、代行部分とプラスアルファ部分に分けて見ると、代行部分では最低責任準備金の算出に用いられる厚生年金本

体（年金特別会計厚生年金勘定、以下同様）の令和 5 年度の運用利回り 21.69%、そして、プラスアルファ部分に係る債務（責任準備金（プラスアルファ部分））の平均的な予定利率 4.71%、これらに対して厚生年金基金基本年金経理の運用利回りが 17.30%となっており、代行部分は下回ったものの、プラスアルファ部分では大きく上回ったこと、また、基本金の運用収益相当額が剰余に貢献したことから、積立水準は前年度に比べ上昇。

厚生年金基金加算年金経理については、平均的な予定利率 1.91%に対して、同経理の運用利回りが 3.99%と上回ったことから積立水準は前年度に比べ上昇。

確定給付企業年金経理については、平均的な予定利率 1.83%に対して、同経理の運用利回りが 7.00%と上回ったため、積立水準は前年度に比べ上昇。

また、最低責任準備金の算出に用いられる厚生年金本体の令和 5 年度の運用利回り 21.69%に対し、令和 5 年度の年金経理合計の運用利回りが 16.80%であり厚生年金本体の運用利回りを下回り、最低責任準備金の増加割合が純資産の増加割合に比べ大きいことから、その結果、令和 5 年度末純資産額の最低責任準備金に対する比率(年金経理(合計)168.9%)は前年度(同171.8%)に比べ低下。

Ⅲ. 年金資産の管理・運用

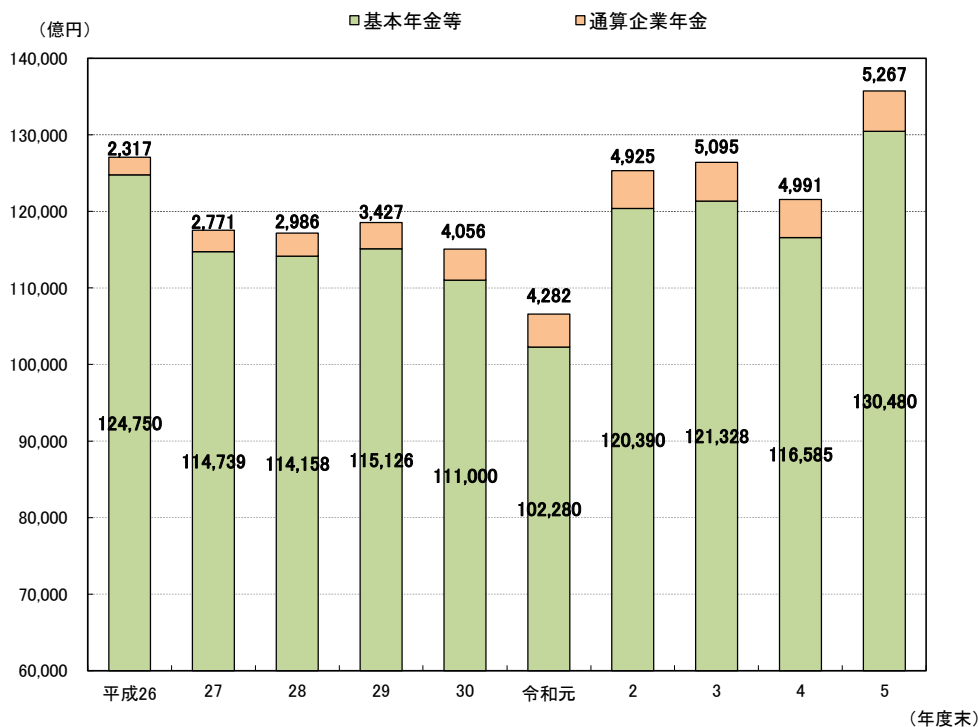
(年金経理における「固定資産」に関する報告)

1. 資産残高

◆資産残高（令和5年度末）

基本年金等	13兆0,480億円
通算企業年金	5,267億円

資産残高の推移



2. 資産構成割合

(1) 基本年金等

◆資産構成割合（令和5年度末）

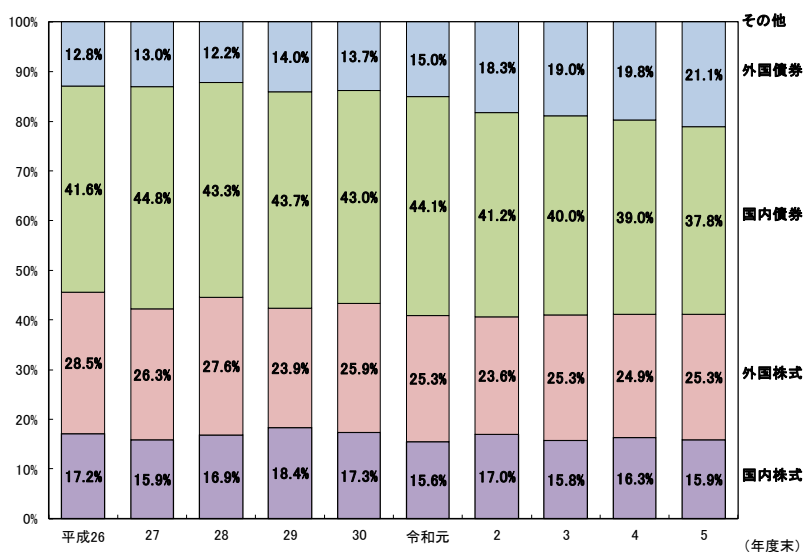
内外株式	41.2%
国内株式	15.9%
外国株式	25.3%
内外債券	58.8%
国内債券	37.8%
外国債券	21.1%

◆政策アセットミックス基準値（令和5年度末 積立水準110%以上）

内外株式	40.0%
内外債券	60.0%

※積立水準の変化に応じて政策アセットミックス基準値を変更する動的管理を行っている。

資産構成割合の推移<基本年金等>



(2) 通算企業年金

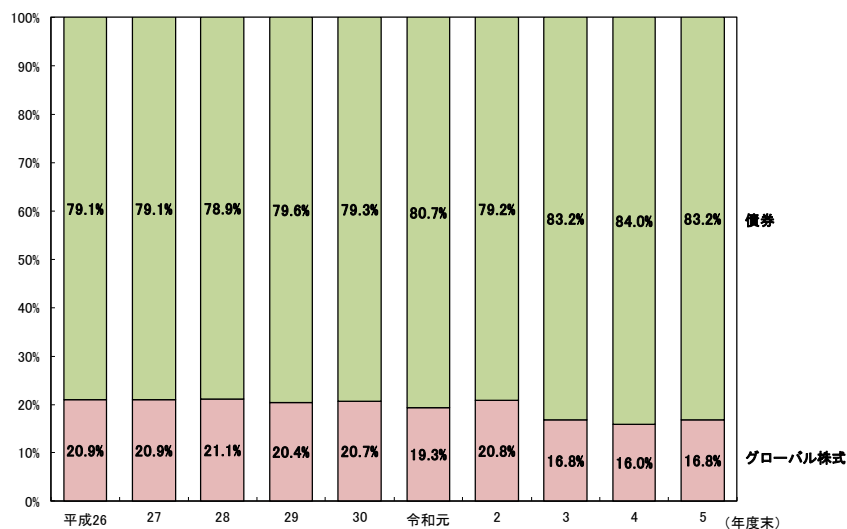
◆資産構成割合（令和5年度末）

グローバル株式	16.8%
債券	83.2%

◆通算企業年金ベンチマーク基準値（令和5年度末）

グローバル株式	16.0%
債券	84.0%

資産構成割合の推移<通算企業年金>

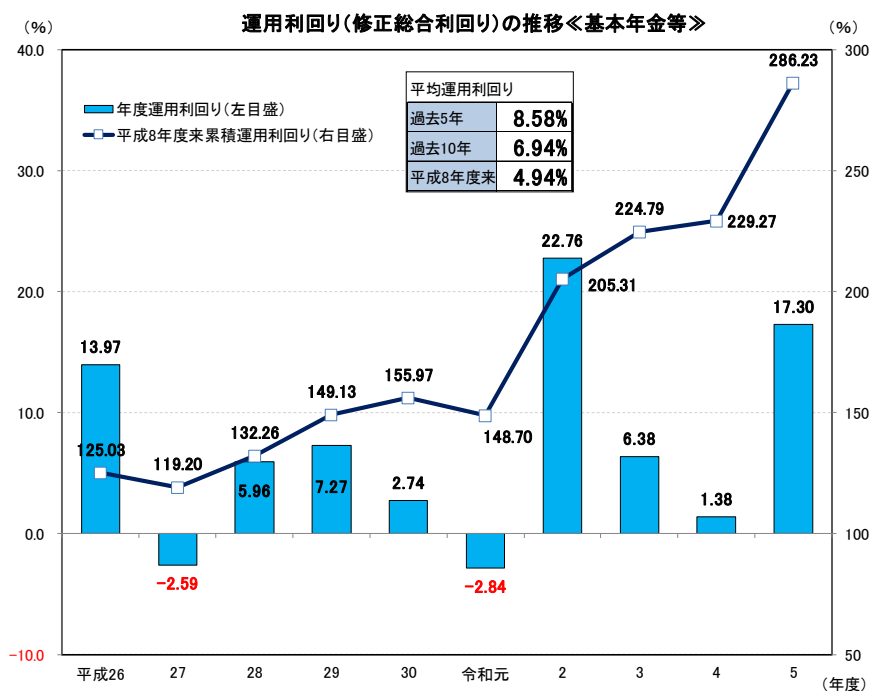


3. 運用利回り

(1) 基本年金等

◆修正総合利回り

令和5年度	+17.30%	
過去5年平均	+8.58%	
過去10年平均	+6.94%	
過去28年平均	+4.94%	(平成8年度以降)

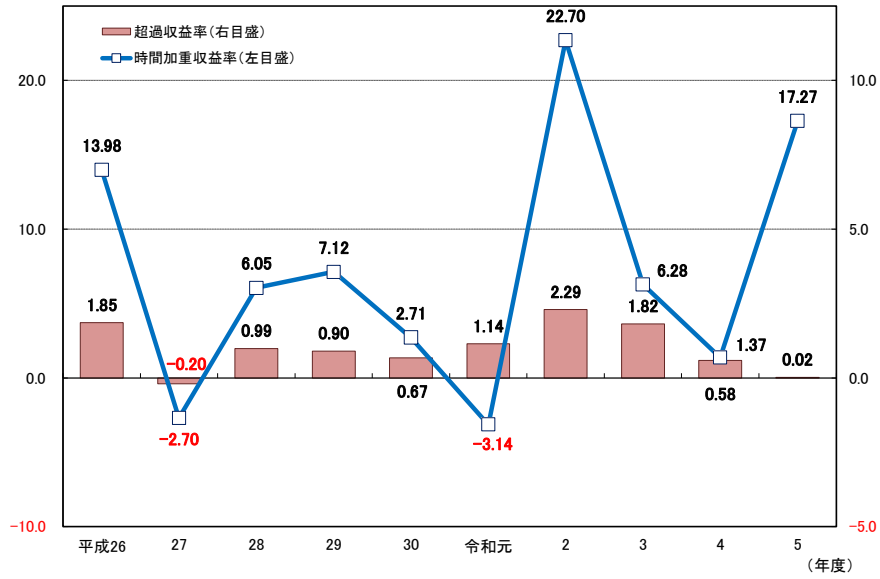


※平成8年度に資産配分規制が撤廃され運用が自由化された。

◆時間加重収益率

全資産	+17.27%
国内株式	+38.75%
外国株式	+34.68%
国内債券	-0.47%
外国債券	+15.07%
ベンチマーク超過収益率	+0.02%

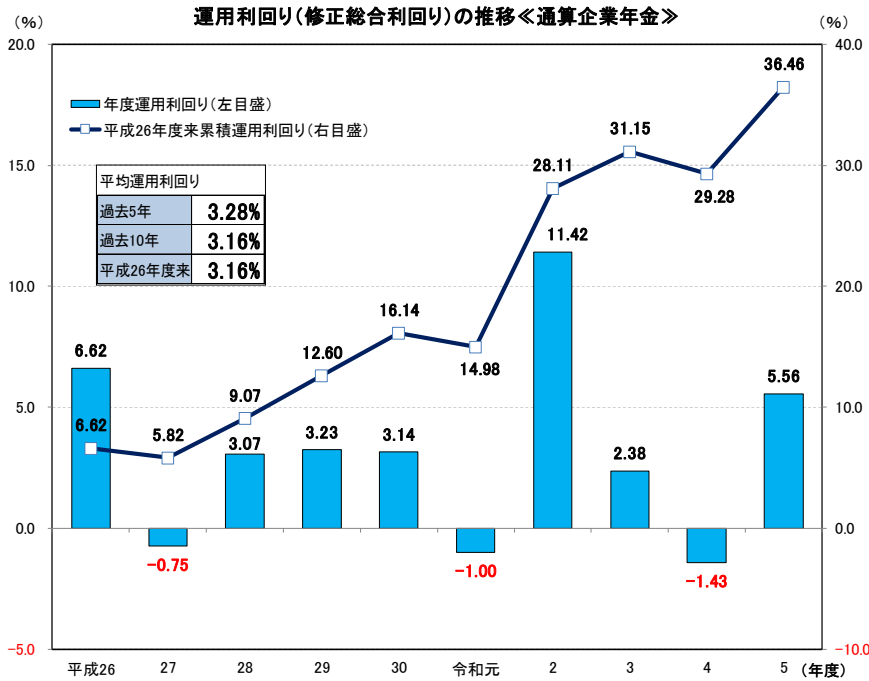
(%)時間加重収益率 時間加重収益率と超過収益率の推移<<基本年金等>> 超過収益率(%)



(2) 通算企業年金

◆修正総合利回り

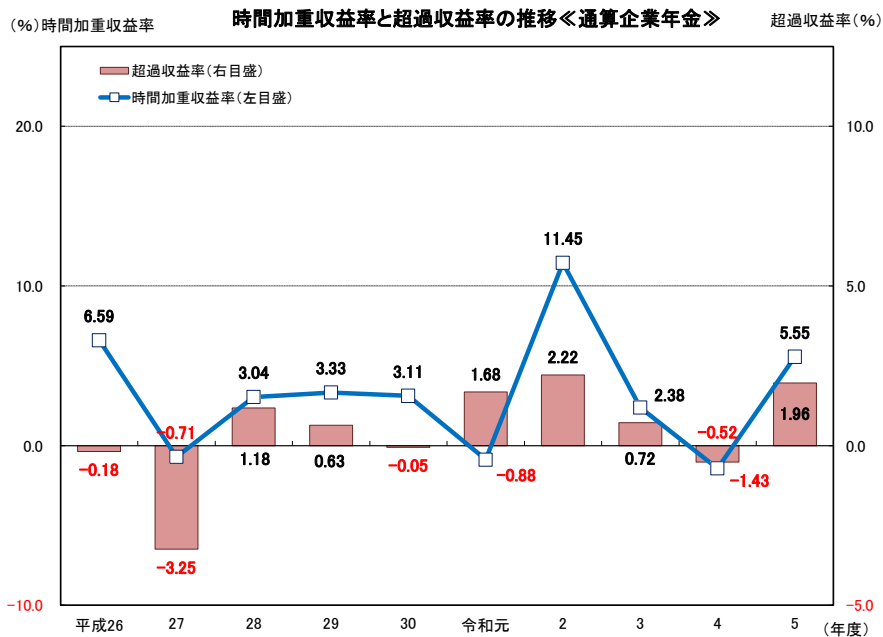
令和5年度	+5.56%	
過去5年平均	+3.28%	
過去10年平均	+3.16%	(平成26年度以降)



※通算企業年金の資産は、平成26年度より基本年金等の資産から分離して独立したポートフォリオで運用を開始した。

◆時間加重収益率

全資産	+5.55%
グローバル株式	+39.52%
債券	-0.23%
ベンチマーク超過収益率	+1.96%



4. リバランス実施状況

令和5年度は、中東情勢の不透明感や米連邦準備制度理事会による金融引き締め長期化懸念等があったものの、米国景気が堅調だったことや年明け以降の利下げ転換期待、米国経済のソフトランディング観測等があり、また国内においては東京証券取引所の要請による企業改革への期待感やデフレ脱却期待等があり、内外株式相場が上昇する展開となった。

基本年金等ポートフォリオでは、年度内に発生する給付等キャッシュフローを考慮しながら株式市場が上昇する局面で内外株式を計9回、合計で約9,700億円売却するリバランスを、通算企業年金ポートフォリオでは、グローバル株式を計3回、合計で約200億円売却するリバランスを実施した。その結果、いずれのポートフォリオも政策アセットミックスから大きく乖離することなく、年度を通じて許容される範囲内で運用が実行された。

5. 資産別運用状況

(1) 内外株式（株式代替除く）

《基本年金等》

- ▶ 令和5年度末の資産残高は4兆3,580億円で、うち国内株式が1兆9,862億円、外国株式が2兆3,718億円である。国内株式の約29%はインハウス運用（パッシブ運用）となっている。
- ▶ 国内株式のベンチマーク（TOPIX 配当込）超過収益率： -2.55%
 - アクティブ運用のカスタムベンチマーク超過収益率
当年度 : -3.25%
3年平均 : -0.96%（年率）
5年平均 : +0.10%（年率）
 - 当年度中のパッシブ運用の割合は平均で約35%
- ▶ 外国株式のベンチマーク（MSCI-ACWI）超過収益率： +3.69%
 - アクティブ運用のカスタムベンチマーク超過収益率
当年度 : +6.27%
3年平均 : +0.58%（年率）
5年平均 : +2.59%（年率）
 - 当年度中のパッシブ運用の割合は平均で約24%

《通算企業年金》

- ▶ 令和5年度末の資産残高は928億円。
- ▶ グローバル株式のベンチマーク（MSCI-ACWI）超過収益率： -0.59%
 - アクティブ運用の超過収益率
当年度 : -0.69%
3年平均 : +0.61%（年率）
5年平均 : +0.99%（年率）
 - 当年度中のパッシブ運用の割合は平均で約24%

(2) 内外債券（債券代替除く）

《基本年金等》

- ▶ 令和5年度末の資産残高は6兆3,567億円で、約78%がインハウス運用となっている。
- ▶ 債券代替運用を除く内外債券のベンチマークは、「ブルームバーグ日本総合インデックス」65%、「FTSE 世界国債インデックス（日本を除く、円換算）」35%の割合で加重した複合ベンチマークである。

- ▶ ベンチマーク超過収益率（当年度）：+2.19%
 - デュレーション・イールドカーブ効果：-0.09%
日本債券のロールダウン効果及び残存 20 年超のアンダーウェイト等がプラス寄与するも、主に米国の金利上昇及び先進国外債の逆イールド効果等がこれを上回るマイナス要因。
 - スプレッド効果：+0.95%
クレジット及び欧州周辺国債券等のオーバーウェイトがプラス要因。
 - 通貨選択効果：+1.19%
米ドルのオーバーウェイトが主なプラス要因。
 - 取引その他効果：+0.14%
- ▶ ベンチマーク超過収益率（過去平均）
 - 3年平均：+0.76%（年率）
 - 5年平均：+0.75%（年率）

3年平均、5年平均ともに中期的な超過収益率目標+0.5%を上回った。

《通算企業年金》

- ▶ 令和 5 年度末の資産残高は 2,165 億円で、インハウス運用の割合は約 89%である。
- ▶ 通算企業年金ポートフォリオのベンチマークは「ブルームバーグ日本総合インデックス」であるが、インハウス運用を中心にベンチマークにとられない絶対収益型の運用方針としている。
- ▶ 収益率（絶対値）
 - 当年度　：-1.42%
 - 3年平均　：-3.06%（年率）
 - 5年平均　：-1.50%（年率）

参考：ベンチマーク収益率

- 当年度　：-2.37%
- 3年平均　：-1.74%（年率）
- 5年平均　：-1.24%（年率）

グローバル金利の上昇に伴い 3 年連続のマイナスリターンとなったが、当年度の収益率はベンチマークを 0.95% 上回った。依然として各期間の収益率は長期的な絶対収益率目標の+1.5%を下回り、3年平均・5年平均もベンチマークを下回った。

(3) プライベート・エクイティ

- 令和5年度末の資産残高は1兆0,617億円。
- 令和5年度のキャピタルコール総額は920億円であった。一方で、同年度は1,217億円の分配金を受領し、引き続き投資プログラムはキャッシュフローが自律した状態となっている。
- 地域、戦略等の分散に留意しつつ、向こう数年間の投資をカバーする優良ファンドに対して、リアップ（既存リレーションシップの継続投資）を中心にコミットメント活動を実施した。
- 令和5年度の時間加重収益率は+16.89%。

(4) ヘッジファンド

- 債券代替投資として、リスクを抑え、絶対収益の獲得を目的として運用している（ベンチマークはSOFR）。
- 令和5年度末の資産残高は基本年金等で1兆0,346億円、通算企業年金で713億円。
- 令和5年度の時間加重収益率は基本年金等で+23.03%、通算企業年金で+23.82%。

(5) 不動産

- 東京都心部のオフィスビル及び賃貸住宅を中心に、物流施設を主な対象としたファンドにも投資している。
- 令和5年度末の資産残高は基本年金等で981億円、通算企業年金で160億円。
- 令和5年度の時間加重収益率は基本年金等で+3.62%、通算企業年金で+6.01%。

(6) インフラストラクチャー及び安定的インカム

《インフラストラクチャー投資》

- 令和5年度末の資産残高は基本年金等で965億円、通算企業年金で282億円。
- 令和5年度の時間加重収益率は基本年金等で+30.13%、通算企業年金で+10.98%。

《安定的インカム投資》

- 令和5年度末の資産残高は基本年金等で435億円、通算企業年金で207億円。
- 令和5年度の時間加重収益率は基本年金等で+21.81%、通算企業年金で+20.90%。

6. スチュワードシップ活動

(1) 国内株式株主議決権の行使状況

- 連合会インハウス

行使対象議案数	22,240件
賛成	19,184件 (86.3%)
反対・棄権	3,056件 (13.7%)

- 運用委託先の合計

行使対象議案数	11,110件
賛成	9,972件 (89.8%)
反対・棄権	1,138件 (10.2%)

※令和4年7月～令和5年6月開催の株主総会分。
※子議案ベース。株主提案を除く。

(2) エンゲージメント

連合会は、受託者責任の一側面としてスチュワードシップ責任を認識し、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の受け入れを表明し、スチュワードシップ責任を果たすための方針を定めスチュワードシップ活動を行っている。

連合会は、国内株式の運用を運用機関に委託する「資産保有者としての機関投資家」（アセットオーナー）と、自家運用で国内株式の運用を行う「資産運用者としての機関投資家」（運用機関）の両方の立場にあり、委託先運用機関には投資先企業との建設的な対話（エンゲージメント）等により企業価値向上を促すよう求めるとともに、連合会自らも、エージェンシーコストの最小化を目的に投資先企業に対するエンゲージメントと株主議決権行使を

行っている。

連合会が自家運用で行う国内株式運用はパッシブ運用であり、低コスト運用が大きなメリットであるため、投資先企業とのエンゲージメントについては、外部の専門機関の利用や他の機関投資家との協働エンゲージメントの実施により、低コスト運用のメリットが阻害されないよう取り組んでいる。

IV. その他の事業

1. 共同運用事業

令和5年度は2件の新規加入と4件の追加拠出、3件の一部交付があり、拠出と交付のネットでは6億円のキャッシュインとなり、年度末の加入件数は13件、資産残高は203億円となった。

共同運用事業口の運用利回りは、令和5年度が+6.95%で複合ベンチマークを1.82%上回った。事業開始以来では、年率で+3.69%となり、+0.90%の超過リターンとなっている。

事業加入年金基金等には、月次及び四半期の運用状況報告並びに決算報告(事業報告)に係る付属資料の送付を行うとともに、運用状況説明会(Web会議形式)を10月に開催した。

事 項	令和2年度	3年度	4年度	5年度
新規加入件数	0件	0件	3件	2件
拠出 件数 (追加拠出含む)	4件	5件	9件	6件
交付 件数 (脱退含む)	0件	0件	0件	3件
年度末事業加入件数	9件	9件	11件※	13件
年度末資産残高	135億円	150億円	184億円	203億円

※令和4年度は加入基金同士の合併による事業加入件数1件減少を含む。

2. 代行返上等に係る国からの受託事業

代行返上認可された基金の記録整理業務に関する日本年金機構のシステム開発が完了するまで、当該システムに関する業務を厚生労働省より受託し実施した。その後、日本年金機構のシステム開発が完了したことから、当該業務は令和5年度末に終了した。

V. 連合会全体の適切な運営

1. 監事及び監査法人による会計監査

令和5年度の財務諸表等に対し、監事及び監査法人による会計監査を実施。

2. コンプライアンス・業務監査の徹底

(1) コンプライアンス・契約監視委員会の開催

コンプライアンスの推進及び調達の適正化のためのコンプライアンス・契約監視委員会を毎月開催。議事録を職員に周知徹底。

(2) コンプライアンス・業務監査の定期的な実施

コンプライアンスの推進状況及び業務の遂行状況を確認するため、コンプライアンス・オフィサーによる定例監査を実施。

(3) コンプライアンス研修と意識調査の実施

コンプライアンス意識向上のため、職員対象のコンプライアンス研修を開催するとともに、コンプライアンスについての意識調査を実施。

(4) コンプライアンス・ミーティングの開催

コンプライアンス意識向上及び事故・不適切事項の発生防止のため、各部門においてコンプライアンス・ミーティングを定期的に行い、通年的な取り組みを実施。

(5) 事務処理要領等の見直し

事故・不適切事項の発生防止のため、各部門においてマニュアルや事務処理要領等の見直しを行い業務上の問題点を改善。

(6) 業務委託先への業務監査の実施

監査マニュアルに基づき、ほぼ全ての業務委託先に対して業務監査を実施。

(7) 監事監査の支援

コンプライアンス・業務監査室として監事監査を支援するため、主として財務諸表について、その基となる預金残高等を定期的に監査。

3. 人財育成（職員研修）

教育訓練基本方針に基づき、対面による集合型研修に加え、公開講座やオンデマンドコンテンツを利用した「階層別研修」及び「全体研修」を実施。また、「テーマ別研修」として、職員等を対象としたハラスメント研修及び事務ミス防止研修を実施。

4. ISMS 及び BCMS の継続的实施

（1）ISMS

中途脱退者及び受給者等の情報資産を保護するため、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえた、セキュリティポリシーの更新、第三者によるマネジメント監査及びセキュリティ診断を実施。

（2）BCMS

地震や火災などの災害発生時に、年金給付などの重要業務を確実に継続するため、事業継続計画に基づく事業継続マネジメントシステム（BCMS）を継続的に実施。

5. 連合会ネットワークのセキュリティ対策の継続的实施

情報セキュリティに関する意識を高め、有事の際の実効性を確認するため、厚生労働省による情報セキュリティインシデントの対処にかかる連携訓練（CSIRT^{※1} 訓練）、情報通信研究機構（NICT）による実践的サイバー防御演習（CYDER^{※2}）への参加及び連合会役職員に対して標的型攻撃メール訓練を実施。また、テレワークを安全に利用するためのセキュリティの高いネットワーク運用を継続実施。

※1 CSIRT（Computer Security Incident Response Team）とは、それぞれの組織内におかれた、情報セキュリティ問題を専門に扱うインシデント対応チーム。

※2 CYDER（Cyber Defense Exercise with Recurrence）とは、サイバー攻撃を受けた際の一連の対応をパソコンを操作しながらロールプレイ形式で体験する演習。

6. 地方協議会等の運営支援

地方協議会等で行う役職員対象研修・講習会等に、連合会役職員を講師として派遣（連合会会議室等からのライブ配信を含め、計 18 件）。

地方協議会活動の活性化のため、地方協議会等の活動状況をホームページに掲載。

7. 連合会組織の変更

会員サービスの窓口を一本化することを目的として、会員管理室を総務部総務課から会員サービスセンター会員課に移行。また、確定給付企業年金の調査報告書等を分析するため、数理部に数理情報課を新たに設置。(4月)

8. 連合会業務のペーパーレス・デジタル化の推進

現在書類ベースで行われている業務のデジタル化の推進により、決裁文書のワークフローシステム移行及びルーチン業務についてロボットによる業務の自動化(RPA)を継続実施。また、ワークフローシステムについては、よりセキュリティレベルの高い連合会クラウド共通基盤に環境を移行し、機密性レベルの高いファイルの取り扱いを可能とした。

連合会が対処すべき課題

1. 企業年金制度の見直しに関する対応

企業年金のナショナルセンターとして、企業年金制度全般のあり方等について、関係各方面に企業年金の発展・拡充のための働きかけを行う。

2. 企業年金の価値向上に有意義な施策の展開とサービス提供

確定給付企業年金、確定拠出年金及び厚生年金基金といった各企業年金の多様なニーズを的確に捉え、企業年金を取り巻く状況に応じた有意義な施策とサービスを展開し、企業年金全体の価値向上に努める。

3. 年金記録の適正な管理及び確実な年金支給

中途脱退者等記録を適正に管理し、新規裁定、死亡等の失権及び支給停止等の処理を円滑に遂行し、受給権者に対して確実な年金支給を推進する。

4. 年金資産の効率的な管理運用

変動の大きい運用環境を踏まえて、年金給付を確実にを行うため、積立不足に陥る確率の極小化を目指すとする「年金資産運用の基本方針」の目標に基づき、リスク管理を重視し、運用体制の整備・強化を図りながら、引き続き効率的運用を推進する。

5. 裁定請求書未提出者の解消

裁定請求書未提出者の解消のためには、裁定請求書不達者の正確な住所情報把握が不可欠であり、日本年金機構及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）からの住所情報取得を活用した現住所把握に努める。

また、今後受給権の生じる者の住所情報をあらかじめ日本年金機構から取得して裁定請求書を送付するほか、請求保留者には裁定請求書の再送付や裁定請求書に年金見込額及び受給権発生からこれまで受け取っていない年金の総額を記載した案内書を同封する等の取り組みを引き続き実施する。

連合会の概要 (令和5年度末現在)

1. 設立根拠

昭和42年2月に「厚生年金保険法」に基づき、「厚生年金基金連合会」として、厚生大臣の認可を得て設立。

平成14年4月の特別民間法人化を経て、平成17年10月、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金及び連合会の間で加入員等の年金原資の移換が可能となり、「企業年金連合会」に改組（平成16年6月の厚生年金保険法の改正）。

平成26年4月1日施行「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）において、確定給付企業年金法に基づく新たな企業年金連合会が設立されるまでの間、中途脱退者等に対する老齢年金給付等の支給等を行うためなお存続するものとされている。

2. 事業所の所在地

東京都港区芝公園2丁目4番1号

3. 所管官庁

厚生労働省

4. 主な事業

平成25年改正法附則第40条及び第69条に基づき、次の事業を実施。

- (1) 中途脱退者及び解散基金加入員等に対する老齢年金給付及び一時金たる給付の支給
- (2) 企業年金制度間のポータビリティの拡充に対応した年金通算事業
- (3) 会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業で次に掲げるもの
 - ① 会員の行う事業についての助言及び連絡
 - ② 会員に関する教育、情報の提供及び相談
 - ③ 会員の行う事業及び年金制度に関する調査及び研究
 - ④ その他、会員の健全な発展を図るために必要な事業
- (4) 国が代行返上基金及び解散基金から徴収する責任準備金に相当する額の算定に関する事務及び老齢厚生年金の支給に必要な記録の整理に関する事務
- (5) 確定給付企業年金（基金型・規約型）及び厚生年金基金から拠出された年金資産をまとめ、資産規模を大きくすることにより効率的な資産運用を実施する共同運用事業

(6) 企業型確定拠出年金を実施する事業主または国民年金基金連合会の委託を受けて、確定拠出年金の加入者等が適切な資産運用を行えるように投資教育を実施する事業

(7) 私的年金制度（企業年金・個人年金制度）の啓発を行い、また私的年金制度が普及するための環境の整備を行う事業

連合会の役職員

1. 評議員・役職員数の推移

(人)

事項	令和2年度末	3年度末	4年度末	5年度末
評議員	33	33	33	32
役員	15	15	15	14
	常勤理事	3	3	3
	非常勤理事 (監事含む)	12	12	12
職員	119	122	127	130

※令和5年度末時点における、評議員、非常勤理事（監事を含む）については、1名欠員。

2. 役員一覧（令和5年度末現在）

任期 令和5年4月より2年

氏名	役職	経歴又は現職
鮫島 正大	理事長（常勤）	[元]株式会社 格付投資情報センター 取締役会長
福本 浩樹	常務理事（常勤）	[元]三井住友海上火災保険株式会社 顧問
中村 明弘	運用執行理事（常勤）	[元]企業年金連合会 年金運用部長
岩立 康也	理事（非常勤）・評議員	肥後銀行企業年金基金 理事長
梅田 仁司	理事（非常勤）・評議員	千葉興業銀行企業年金基金 理事長
岡本 総一郎	理事（非常勤）・評議員	大阪薬業企業年金基金 理事長
鬼村 洋平	理事（非常勤）・評議員	トヨタ自動車企業年金基金 理事長
小林 寛	理事（非常勤）・評議員	七十七銀行企業年金基金 理事長
酒匂 明彦	監事（非常勤）・評議員	全国情報サービス産業企業年金基金 理事長
瀧澤 薫	理事（非常勤）・評議員	電子情報技術産業企業年金基金 理事長
田中 憲一	理事（非常勤）・評議員	日立企業年金基金 理事長
深町 心一	理事（非常勤）・評議員	広島銀行企業年金基金 理事長
山本 直子	監事（非常勤）・評議員	味の素企業年金基金 理事長
渡辺 健治	理事（非常勤）・評議員	ジェイティービー企業年金基金 理事長

企業年金連合会 標語

企業年金の明日を担う

運営理念

企業年金連合会 使命

企業年金連合会は、

企業年金の通算事業と企業年金に対するサービスの提供を通じて、
企業年金の加入者・受給者の福祉を守り、
企業年金に対する理解と評価を高め、
企業年金の発展を図る。

行動憲章

1. 加入者・受給者へのサービス

私たちは、これから年金を受ける方、すでに年金を受けられている方が安心して年金を受けられるよう、親切な対応と正確・迅速な業務の遂行に努めます。

2. 会員へのサービス

私たちは、会員の要望を真摯に受け止め、質の高いサービスを積極的に提供します。

3. 企業年金制度の充実と発展

私たちは、日本の企業年金制度の充実と発展を目指した活動を行います。

4. 資産の安全かつ効率的な管理・運用

私たちは、お預かりした年金資産を安全かつ効率的に管理・運用します。

5. 法規範の遵守

私たちは、高い倫理観を持ち、法規範、社会のルールを遵守して行動します。

6. 個人情報の保護

私たちは、個人情報の重要性を常に認識し、安全な管理を徹底します。

7. 職場環境の充実

私たちは、お互いに協力し合い、自由に意見交換の出来る風通しの良い職場環境を作ります。

令和5年度 業務報告書

PFA DISCLOSURE 2023



Pension Fund Association
企業年金連合会

企業年金の明日を担う

〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1
芝パークビルB館10階・11階

URL <https://www.pfa.or.jp/>